

## 地区リサイクルセンター資源物売払い要綱

〔 環 境 局 長 決 裁 〕  
〔 令 和 4 年 2 月 2 日 〕

### (目 的)

第1条 この要綱は、地区リサイクルセンターにおいて市民が持ち込んだ資源物を、選別・保管し適正に売却することにより、市民へのごみ減量に係る普及啓発及び、資源化の取り組みに係る意識の向上を図ることを目的とする。

2 資源物を売却するに当たっての取扱いについては、札幌市契約規則等関係法令に定めがあるものの他、この要綱で定めることとする。

### (定 義)

第2条 この要綱においていう『資源物』とは、「新聞」「雑誌」「段ボール」「紙パック」「古着」「古布」「毛布」「1.8ℓびん」「ビールびん」「その他リターナブルびん」「金属」をいう。

2 この要綱においていう「資源物」は、保管場所として指定された地区リサイクルセンターにおいて、選別・保管されているものをいう。

### (売払いの条件)

第3条 資源物は、個人又は法人であって、次の各号に定める条件（別紙資料）のすべてを満たすことのできるものに売却するものとする。

(1) 資源物を、自ら再資源化又は再資源化を確実に履行できるものに引き渡すことができることなど受入体制が確立していること。

(2) 本市が予定する資源物売却量を、地区リサイクルセンターから確実に搬送できる人員及び車両等を有していること。

(3) 資源物の取扱いに関し法令上必要な資格を有していること。また、資源物の搬出に当たり、必要な有資格者及び機材等を有していること。

(4) 札幌市競争入札参加資格者として登録されていること。

(5) 第2条に規定された資源物の品目のうち、本市が指示する品目全てを回収、再資源化が可能なこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配す

る事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しないこと。

(売払い条件確認申請)

第4条 資源物の買取を希望するものは、事前に、前条の売払い条件に適合することを証明する書類を添付して、資源物売払い条件確認申請書(様式1)を提出するものとする。

(売払い条件確認通知)

第5条 環境事業部長は、前条の規定に基づく申請があったときは、これを審査し、第3条の条件に適合すると認められるものに対して、資源物売払い条件確認通知書(様式2)を交付する。

なお、確認通知書は、当該年度に限り有効とする。

(売却先及び価格の決定)

第6条 売却先及び価格は、予定価格に応じて競争入札若しくは見積合わせにより決定する。ただし、環境事業部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(売払い契約)

第7条 契約は、前条により決定した売却先と締結するものとする。

2 契約期間は、原則として1年単位とする。ただし、環境事業部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(売払い量の確認)

第8条 搬出した資源物については搬出量の確認を行うため、計量法に基づく検査を受けた計量器において計量を行い、その計量結果を別途指示する資源物回収報告書に添付し循環型社会推進課に提出する。

(売却代金の徴収及び納入の期限)

第9条 循環型社会推進課長は、前条に基づき算定した資源物売却代金を調定し、納入通知書を契約者に送付する。

2 売却代金の納入期限は、納入の通知をする日から20日(当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、順次繰り下げた日)とする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境事業部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 24 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 26 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、令和 4 年 2 月 10 日から施行する。